

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について
 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
 藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤沢駅北口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

藤沢駅北口第2自転車等駐車場	藤沢市藤沢574番地3	自転車及び原動機付自転車	午前零時から午後12時まで
----------------	-------------	--------------	---------------

別表第1 長後駅東口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

長後駅西口自転車等駐車場	藤沢市下土棚507番地3	自転車及び原動機付自転車	午前零時から午後12時まで
--------------	--------------	--------------	---------------

別表第2 藤沢駅北口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

藤沢駅北口第2自転車等駐車場	定期利用	1月	2,000円	3,000円	
		3月	6,000円	9,000円	
		6月	12,000円	18,000円	
	一時利用	1回	100円	200円	

別表第2 長後駅東口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

長後駅西口自転車等 駐車場	定期利用	1月	1,500円	2,500円	
		3月	4,500円	7,500円	
		6月	9,000円	15,000円	
	一時利用	1回	100円	200円	

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、長後駅西口自転車等駐車場に係る改正規定については、規則で定めるところにより、平成27年3月1日から同月31日までの間のいずれかの日から施行することができるものとする。
- 2 改正後の別表第1に規定する藤沢駅北口第2自転車等駐車場及び長後駅西口自転車等駐車場の定期利用に係る利用の承認及び利用料金の徴収の手続は、当該駐車場の指定管理者となった団体に、この条例の施行の日（長後駅西口自転車等駐車場に係る改正規定について前項ただし書を適用する場合は、長後駅西口自転車等駐車場については同項ただし書の規則で定める日）前においても行わせることができる。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢駅北口通り線沿い及び長後駅西口駅前広場西側に新設される有料自転車等駐車場を公共の用に供する必要による。